

「介護サービスの安定的な提供の確保に向けた研修会」の質問への回答

【通所系サービス】

	質問等	回答	出典
(1)	<p>帯広市として、感染拡大防止のための行動(移動)制限の指針はありますか？入居者様(ご家族様)に、外出および面会自粛をお願いしていますが、更に、ご理解とご協力をいただけるような掲示物等があれば、と思います。</p>	<p>十勝では、8月28日には新規感染者が4例発生するなど、十勝総合振興局からも注意喚起が出され、今後も油断できない状態であると認識しています。 帯広市としての行動制限は設けていませんが、感染を拡大させないことが重要であり、新しい生活様式を含めた基本的な感染予防策を継続していただくことが重要です。 また、帯広市作成の新しい生活様式を市ホームページに掲載していますので、必要に応じてご利用ください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(2月17日版)</p>
(2)	<p>帯広市内の介護施設(入所・通所)でコロナウイルスが発生した際、帯広市から「～施設でコロナウイルス感染者が発生した」等の通達はあるのか。デイサービスは複数事業所併用している方もいるため、どこで施設でコロナウイルスが発生した等の情報を帯広市から発信してもらえると、感染拡大防止と日地様な対応がとりやすいです。</p>	<p>感染者に関する情報は、北海道(保健所)が公衆衛生上の必要性和個人情報保護の観点から、公表の判断を行った上で、各市町村に情報が提供されます。 そのため、道が市町村名などを公表しない場合は、濃厚接触者が特定できているなど、その時点で感染拡大の恐れがない場合だと理解しています。 全国的に患者への差別や誹謗中傷が問題となっており、道から市に提供される情報自体が限られている上、個人情報保護の配慮から公表できる情報にも限りがあります。 しかし、市として、市民の皆さんの安心につながるような情報はできる限り提供したいと考えており、道の公表に加え、濃厚接触者の特定状況や市施設の利用状況など、現在も市ホームページなどを通じて発信しているところです。 現在、北海道に対して、市町村への情報伝達や公表の考え方の整理をお願いしているほか、感染拡大防止に必要な情報や不安の払拭につながる情報については、積極的な提供を求めているところです。</p>	
(3)	<p>通所系サービス、短期入所系サービスにおいて、感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、国からは特例措置が施されている(6月～)同じサービスを受けながら、帯広市の管轄である総合事業対象者に対しては、目に見える措置は施されていない。現場としては、日常生活において行動範囲の広い総合事業対象者の方が感染リスクは高く、その方たちに対する予防や健康観察の方が重要で、職員の精神的負担も大きい。このような状況の中で、継続してサービスを提供している事業所に対し、国で施しているような特例措置、又はそれに準ずる対応は考えているのか？対応があまりにも稀薄かつ遅いと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、介護予防・日常生活支援総合事業においては市町村の事業として実施を行っており、市町村の裁量で報酬を設定するものではありませんが、今回の特例措置に合わせ報酬体系を変更することは現時点では予定しておりません。 また、総合事業と同様に月額包括報酬である「介護予防通所リハビリテーション」においても今回の特例措置が適用されていないことから、国における介護報酬の算定構造により対象とされていないものと認識しております。 しかし、新型コロナウイルス感染症に係る対応については、今後も長期間にわたって継続していくことが見込まれるから、次年度の介護保険報酬改定を含めて検討してまいりますので、どうぞご理解をいただけますようお願いいたします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)</p>